

【フランス】 議会運営改革法の制定

海外立法情報課・鈴木 尊紘

* 2008 年にフランス第 5 共和国憲法の統治機構部分の大きな改正が行われた。その中でも、議会の諸手続きに関する改正があったが、その細則は組織法律で決定されることとなっていた。2009 年 4 月に適用細則を定める法律が制定されたので、議会運営改革法として紹介する。

立法の背景

2008 年の憲法大改正の一部は、議会諸手続きの改革を対象としていた。その上で、「憲法第 34-1 条、第 39 条及び第 44 条の適用に関する 2009 年 4 月 15 日の組織法律第 2009-403 号」（注 1）が制定された。この組織法律の内容は、2 つに分かれる。第 1 には、今回の改正で議会が決議を行うことができるようになったことである。第 2 には、法案提出時の（立法による）影響評価書の作成及び法案修正権の制限である。この法律は第 2 の事項に関する内容が主軸になっている。近年、適用範囲が広くない法律があまりに多い、法律修正案が頻繁に提出されるという「立法インフレ」（注 2）による弊害があり、この法律はその是正を目的の 1 つとしている。

決議に関する規定（憲法第 34-1 条）

現在の第 5 共和政は、議会の権限が執政権に対し強大であった第 4 共和政の反省の上に成り立っているが故に、欧州連合に関する一部の事項等を除き、議会が決議を行うことを認めてこなかった。しかし、憲法改正を受けて、次のような手順で各院は決議を行うことができることが定められた（第 1 条～第 6 条）。

- ① 元老院及び国民議会の議員又は会派は、決議案を提出することができる。議員又は会派が決議案を提出した場合には、各議院議長は、速やかに首相にそれを伝える。
- ② 政府がその決議案を受け入れることができないと判断した場合には、その決議案が議事日程に記載される前までに、政府は当該議院議長にその旨を伝える。
- ③ 政府が受理不能と判断した場合でも会派等が決議案を提出する意向を持っているときには、議事日程への記載が決定される 48 時間前までに当該議院議長に伝え、議長は首相に通知する。
- ④ 上記の手続きを経て決議が行われなかった場合、同一会期内で同一内容の決議案は提出することができない。

政府提出法案の影響評価手続き（憲法第 39 条）

政府提出法案は、「影響評価（étude d'impact）」の対象となる。この影響評価とは、法案が先議の院の理事部に提出される前に、その法案が議会で審議される上で本当に必要なものであるのかどうかを政府が検討し、政府提出法案に添付する文書である。

特に、以下の3点を評価の対象とする（第8条）。

- ・新しい立法を行う上で、国内法及びEU法との整合性がとれているかどうか。
- ・新しい立法が時宜にかなっているか、その立法により廃止される法律又は規則との関係は整合的であるか、新しい立法が施行されるまでの経過措置が適切か。
- ・その法案が制定された場合の経済的、財政的、社会的及び環境上の影響がどのようなものであるか。特に、この影響に関しては数値化することが望ましい。（特に、新しい立法の規定が雇用にどのような影響を与えるかが重要視されている。）

さらに、憲法第39条第4項に従い、政府提出法案の上程に関し先議の院の議事協議会と政府が意見を異にする場合には、当該議院議長又は首相が当該法案を憲法院に付託することができる。憲法院は、8日以内に両議院議長又は首相に理由を付した報告書を提示し、自らの決定を伝える。その決定及び理由は、官報に掲載される（第10条）。

法案修正権の制限（憲法第44条）

上述したように、「立法インフレ」の一部として、野党が議事妨害のために法案の修正を求めるケースが多く、また、政府・与党の協議で修正案が提出されるケースも多い。そこで、憲法第44条を改正し、「（国会議員の有する法案）修正権は、組織法律に定められた範囲内において、議院規則に定める要件の下で」行使されることが定められた。そして、その組織法律は、主として以下の7点を規定している。

- ・修正案は、書面により、かつ、簡潔に理由を付した形で提出されるべきこと。
- ・議員による修正案は、本会議における条文の審議の開始後には受理されない。（しかし、法案の修正案に対する修正案の場合は、その限りではない）。
- ・本会議における条文の審議開始後には、政府又はその法案が付託された委員会による修正案のみを受理する（以上、第13条）。
- ・（この組織法律後に定める）議院規則の条件に従い、議員又は委員会が修正案を提出しようとする場合には、議院に送付される事前（影響）評価の対象となる（第15条）。
- ・議院規則は、当該規則が簡略審議手続きを定めており、それに対し政府、委員会の委員長又は会派の長の反対がない場合に、委員会により採択された法文についてのみ本会議で審議される条件を規定する（第16条）。
- ・議院規則は、当該規則が本会議における審議に対して期限を定めている場合には、議員が提出した修正案が討論なしで表決に付される条件を規定する（第17条）。
- ・ただし、議院規則が本会議における審議に対して期限を定めている場合には、野党会派及び少数会派が意見を表明する権利を認める。また、議員に対しその者が行った表決についての自身の判断に関する説明を行う条件を規定する（第18条及び19条）。

注

(1) Loi organique n° 2009-403 du 15 avril 2009 relative à l'application des articles 34-1, 39 et 44 de la Constitution

(2) この点に関しては、Assemblée Nationale, “Rapport n° 1375 déposé le 7 janvier 2009 par M. Jean-Luc Warsmann,” p.10.を参照した。第12立法期では登録された修正案は、248,118件に及ぶ。